

2015年度 扶養確認調査を実施します!

適正な健保組合運営のため、今年度も下記のとおり扶養確認調査を実施します。

調査対象者の方へは、課税証明書・給与明細・年金振込通知書のご提出をお願いする場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。



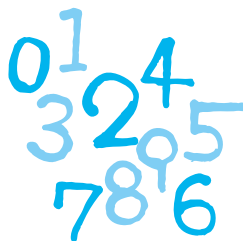
調査予定日 2015年7月下旬～

調査対象者 18歳以上の所得税法上の被扶養者になっていない方（年収103万円以上）で、健康保険の被扶養者に認定されている方。

2015年
10月から

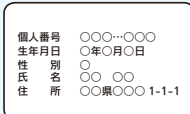
1人ひとりに「マイナンバー」 (社会保障・税番号)が届きます

社会保障、税、災害対策で効率的に情報を管理するために、2016年1月から社会保障・税番号（マイナンバー）制度が始まります。それに先がけて2015年10月から、1人ひとりにマイナンバーを通知するための「通知カード」が市区町村から郵送されますので、届いた「通知カード」は大切に保管しておいてください。



Q1 「通知カード」とはどのようなものですか？

A1 12ケタの個人番号のほか、氏名、住所、生年月日、性別が記載されています。



Q2 子どもにも「通知カード」は届きますか？

A2 住民票に記載されている方※全員に届きますので、赤ちゃんからお年寄りまで、すべての方に届きます。

※住民票コードが住民票に記載されている日本の国籍を有する人、中長期在留者、特別永住者等の外国人

Q3 「通知カード」はどこに届きますか？

A3 住民票に届出のある住所に届きます。現住所と住民票届出住所が異なる場合は、正しく届かない可能性がありますので、事前に住民票の確認をおきましょう。

Q4 「通知カード」はそのまま使えますか？

A4 「通知カード」は個人番号を通知するものです。市区町村に申請すると「氏名、住所、性別、個人番号、顔写真」が掲載された「個人番号カード」が交付されます。2016年1からの利用開始予定です。

